

## 今帰仁村字今泊の門中墓

——ソーライ門中のアジケー墓——

平 敷 令 治

### はじめに

1982年には旧暦閏4月があった。方言でいう四月ターチャーである。閏月のある年は、葬送・洗骨以外の特別な理由で墓を開けることが許容される。門中墓として拝まれるだけで最早利用されなくなった墓を開け、墓室内の厨子を確認するのに都合のよい年とされる。後者の事由で1982年に墓を開けた事例は、私を知り得ただけでも、沖縄市に2例、今帰仁村に7例あった。

1982年8月25日（旧7月7日）に、今帰仁村字今泊のソーライ門中の門中墓があげられた。筆者は依頼されて、墓室内に入り、厨子銘の記録にあたった。この日、台風が本島北部をかすめて北上した。風雨について墓があげられた。墓室内の厨子の確認・厨子銘の記録に2時間を要し、午後1時に墓口を閉じた。同行した門中の方はおよそ20名であった。11月下旬には、今泊の二つの玉城門中（一つはナファヤー門中ともいう）の門中墓があげられた（この二つの門中墓については、後日、聴きとりを行なった）。本稿ではソーライ門中の門中墓をとりあげ、墓室の構造・厨子銘を紹介し、若干の考察を試みる。

### 一、ソーライ門中の門中墓の構造

墓は字諸志のサラ浜の丘陵にあり、墓口は

北に向っている。堀りぬきで、前壁は切石積みである。この門中墓をアジケー（しゃこ貝）墓という。墓口の手前にアジケーの殻が置かれているからである。戦前のもは巨大で香炉として利用されたという。現在置かれているアジケーは長さ30センチ程度の小ぶりのものである。墓室の広さは、幅が約2間、奥行きが約1間半である。墓室の高さは約6尺である。

墓室には厨子を置くための壇は設けられていない。厨子の総数は30基で、そのうち、御殿型石厨子が2基、御殿型陶製厨子が1基、厨子甕が27基である。正面奥には中央より少し右側に御殿型石厨子2基が置かれている。厨子甕のうち、No.28だけが小型（一般に子供の遺骨を納めるのに用いられる）である。門中直系の遺骨を納めた厨子の配置には、昭穆の原理は見られない（墓室平面図を参照）。墓室の両側には壁に沿って遺骨をそのまま積み重ねる設備がほどこされている。今泊ではこの設備をクチャーという。

### 二、厨子銘

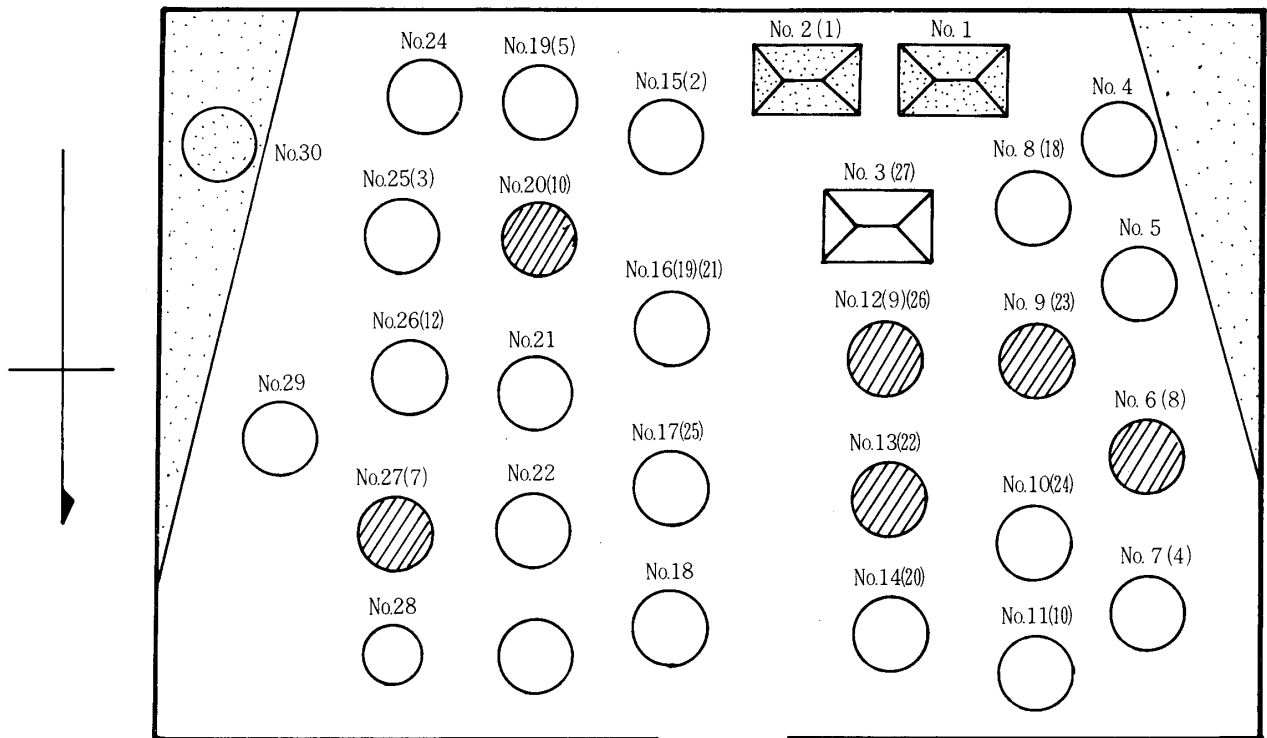
30基の厨子のうち、2基（Nos. 28・30）は無銘である。No.2の御殿型石厨子の場合、棺身正面に銘が記されている。厨子の蓋の口縁部下面に記されているのは3例（Nos. 10・16・21）である。他はすべて蓋の内側に記さ

れている。銘書はいずれも墨書である。第1表は、銘書を記載されている通りに列記したものである。

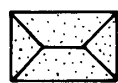
銘書の年号を見ると、廃藩置県の行なわれた1879年（明治12年）までは、すべて清朝の年号が用いられている。最も古い年代は、No. 2の御殿型石厨子に記された〈乾隆二十一年〉

（1756）である。道光年間（1821～50）の銘が最も多く（16例）、咸豊年間（1851～61）の銘がこれに次ぐ（11例）。1860年代以降の銘は少ない（第2表を参照）。銘の年代の新しい厨子は概して墓室の中央から右側手前に置かれている。

墓室平面図（略図）



凡例



御殿型石厨子



御殿型陶製厨子



厨子襲



ソーライ門中直系の遺骨を納めた厨子襲

No.

調査の際に付したNos. (1～30)

( )

厨子銘の年代の古い順 (1～12・18～27)

第1表 厨子銘一覧

No.	厨子の種類	銘の位置	銘の内容 (〔 〕は筆者注)
1	御殿型石厨子	蓋の内側	新城にや 同 妻まつ
2	〃	棺身の表	大清乾隆二十一年乙子五月二十日 故大掟 〔1756〕〔丙〕 乾隆〇拾〇年癸巳正月廿六日 故大掟 妻 〔1773〕
3	御殿型陶製厨子	蓋の内側	光緒十年 明治十七年甲申三月九日去 東ノ本志慶真親雲上歳六十三 〔1884〕 明治十九年丙戌十一月十六日 洗骨吊 〔1886〕
4	厨子甕	〃	道光三拾年庚戌十二月三十日去行年三十四 〔1850〕 洗骨吊之 咸豊七年丁巳七月七日親泊村 まつ仲尾次 〔1857〕
5	〃	〃	道光式拾年八月三十日洗骨帛之 親泊村あはさ新城 〔1840〕 道光式拾年八月三十日洗骨帛之 親泊村あはさ新城妻 咸豊九年未十月七日門中骨直之時 一躰口蔵申候 〔1859〕
6	〃	〃	道光四年甲申十一月九日死去歳九十 新城筑登之 〔1824〕
7	〃	〃	〔二〕〔丁〕 嘉慶二十一年庚丑十二月朔日 兼次親雲上 歳五十 〔1817〕 道光二十九年己酉十一月二日 歳六十四 兼次親雲上妻 〔1849〕
8	〃	〃	咸豊拾壹年辛酉四月六日死去 〇〇 〔1861〕
9	〃	〃	〔九〕〔庚〕 同治七年丙午二月廿八日去行寿廿五 次良新城男子 〔1870〕 屋ま新城
10	〃	蓋の口縁部(下面)	咸豊二年壬子四月朔日 行年四十二 前仲宗根掟 仲本仁屋 〔1852〕 同治十一年壬申九月二十五日去 行年六十 仲宗根掟妻女 〔1872〕
11	〃	蓋の内側	拾四年甲午十二月三十日死去 当歳五十三 前〇〇 加那 〔1834〕
12	〃	〃	光緒元年乙亥五月廿三日去 同五年卯十一月八日 洗骨 〔1875〕 〔1879〕 行寿八十八 新城筑登之妻 道光八年子十二月七日去 行寿四十七 新城筑登之 〔1828〕
13	〃	〃	同治貳年亥十月廿一日 去寿四十九 次良新城妻 〔1863〕 同治七年戊辰三月廿一日 去寿五十六 次良新城 〔1868〕 咸豊四年丑十一月 葬之 親泊村 石灰 次良新城妻 〔1854〕
14	〃	〃	大清同治三年甲子 九月七日 親泊村加那仲尾次妻女武太 〔1864〕
15	〃	〃	〔戊〕 嘉慶拾三年癸辰十一月十八日上運天掟 上間にや 〔1808〕 妻まつ 四拾七

16	厨子甕	蓋の口縁部(下面)	同治二年癸亥九月廿七日去寿七十二 カマタ新城 (1863) 同四年乙丑九月十二日洗骨 (1865)
17	"	蓋の内側	光緒二年丙子十一月六日死去 同八年壬午十月十一日骨洗 (1876) (1882) 寿四十一 親 三ツ新城
18	"	"	加な新城
19	"	"	嘉慶貳拾三年戊寅六月廿五日死去 故新城筑登之次男 (1818) 前夫地頭志慶真筑登之
20	"	"	道光十四年甲午八月廿六日 洗骨吊之 親泊村 新城筑親雲上 (1834) 咸豐四年寅閏七月十一日去 行年九十四 (1854) 同九年己未十月七日洗骨吊之 同人妻 (1859)
21	"	蓋の口縁部(下面)	道光十八年戊戌八月廿八日 親泊村 とく新城 [この1行タテ線で抹消] (1838) 咸豐九年未十月七日洗骨帛之 親泊村あ□□ みつ新城 (1859) 咸豐九年□□ 洗骨□□親泊村 とく新城妻 (1859)
22	"	蓋の内側	咸豐四年甲寅三月十日死去 (1854) 同九年未九月七日洗骨 あはさ新城 (1859) 道光二十五年己五月六日死去 (1845) 咸豐九年未九月七日洗骨 同人妻 (1859)
23	"	"	嘉慶貳拾五年庚辰七月廿弐日死去 (1820) 故前志慶真大屋子女子 当歳三十六 奈べ
24	"	"	道光十八年戊戌七月二日死去 (1838) 同二十年庚子八月三十日 (1840) 洗骨吊之 大掟仲本にや妹 歳五十二 なべ
25	"	"	大清嘉慶拾八年癸酉七月七日洗骨 親泊村前湧川大屋子 (1813) (乙) 大清道光五年癸酉八月廿九日洗骨 同人妻 (1825)
26	"	"	(道光) 大清十五年乙未十一月廿六日死去 □ら上間 女子 当歳十二 (1835) 子八月洗骨
27	"	"	道光貳年壬午十一月五日死去 二代新城筑登之女 (1822) 当歳九拾五 奈べ
28	"	(無銘)	
29	"	蓋の内側	道光十八年戊戌八月廿八日 親泊村 とく新城 (1838) 咸豐五年乙卯九月十五日 洗骨帛之 同人妻 (1855) 親泊村上間 みつ新城□□
30	"	(無銘)	

第2表 厨子銘の年号

銘の年号	事例	厨子のNo.
乾隆年間(1736~95)	2	No. 2(2)
嘉慶年間(1796~1820)	5	Nos. 7・9・15・23・25
道光年間(1821~50)	16	Nos. 4・5(2)・7・11・12・20・21・22・24(2)・25 26・27(2)・29
咸豊年間(1851~60)	11	Nos. 4・5・8・10・13・20(2)・21・22(2)・29
同治年間(1861~74)	7	Nos. 9・10・13(2)・14・16(2)
光緒年間(1875~1908)	4	Nos. 3・12・17(2)
明治年間(1868~1911)	2	No. 3(2)

第3表 銘の記載形式

銘の記載形式	事例	厨子のNo.
(A)死去年月日・行年・名	12	Nos. 6・8・9・10・11・12・13(3)・19・23・27
(B)死去年月日・行年・名・洗骨年月日	10	Nos. 3・4・12・16・17・20・22(2)・24・26
(C)洗骨年月日・名	8	Nos. 5(2)・20・21(2)・25(2)・29
(D)年月日・名	8	Nos. 2(2)・7(2)・10・14・15・29
(E)名	3	Nos. 1(2)・18

銘の記載形式には5種あり、(A)形式(死去年月日・行年・名)と(B)形式(死去年月日・行年・名・洗骨年月日)の事例が多い(第3表を参照)。(A)形式の銘には嘉慶年間にさかのぼるものが2例(Nos. 19・23)あるが、(B)形式の年号は道光以後に限られている。名の前に出身<村>(現存の字)を記した例が7例(Nos. 5・13・14・20・21・25・29)で、しかもすべて<親泊村>である。

被葬者名は、地方役人名が13例、百姓名が11例である。被葬者が地方役人であった場合、位階名、あるいは役名と位階名、あるいは役名、が記されている。女性被葬者の場合、父または夫の名が、地方役人・一般の百姓の別に、明記されている。近世には、間切の中堅以上の地方役人層は<sup>ツツ</sup>掟・<sup>ツツ</sup>捌庫理と呼ばれていた。捌庫理は、地頭代(現在の村長に相当)・夫地頭・首里大屋子・大掟・南風掟・西掟ら上級役人である。第4表で示した厨子銘の役

名のうち、湧川大屋子は今帰仁間切の地頭代、志慶真大屋子は夫地頭の1人、大掟は捌庫理の一員である。仲宗根掟・上運天掟は、それぞれ仲宗根村・上運天村の掟(現在の区長に相当)である。近世には、首里大屋子以上の役職につくと、筑登之・筑登之親雲上・親雲上の位階が与えられ、大掟以下の間切番所の役人や村の掟には<にや>(仁屋)の位階が与えられた。従って、厨子銘中の志慶真親雲上・新城筑登之・兼次親雲上・新城筑親雲上は、首里大屋子(現在の村役場の庶務課長に相当)以上の役職経験者であったことになる。

位階名に冠した家の名(屋号)には、新城・志慶真・兼次・仲本・上間、の五つの家の名が見え、一般の百姓名のなかには別に仲尾次の家の名が出てくる。これらの家の名のうち、<上間>だけはソーライ門中に属さない。

第4表 被葬者名

役職名	位階名	百姓名	厨子のNo.
大掟  (前)仲宗根掟 上運天掟 (前)夫地頭  (前)志慶真大屋子  湧川大屋子	新城にや		No. 1
			No. 2
	志慶真親雲上		No. 3
	新城筑登之		Nos. 6・12
	兼次親雲上		No. 7
	仲本仁屋		No.10
	上間にや		No.15
	志慶真筑登之		No.19
	新城筑親雲上		No.20
			No.23
	仲本にや		No.24
			No.25
		まつ仲尾次	No. 4
		あはさ新城	Nos. 5・22
		屋ま新城	No. 9
		前□□加那	No.11
	次良新城	No.13	
	加那仲尾次	No.14	
	カマタ新城	No.16	
	ミツ新城	Nos. 17・21・29	
	加那新城	No.18	
	とく新城	Nos. 21・29	
	□ら上間	No.26	

厨子銘によって厨子の用い方を調べてみると、厨子に1人の遺骨を納めた例が16基、2体を合葬した厨子が10基、3体を合葬した厨子が2基である。合葬事例のうち、夫婦を合葬した厨子が11基（Nos. 1・2・5・7・10・12・13・20・22・25・29）である。銘の年代の最も古い御殿型石厨子（No. 2）もその例である。合葬厨子の銘には（B）形式（死去年月日と洗骨年月日を併記）の例が若干多い（12例中7例）。これに対し、1体を納めた厨子の銘では、（A）形式（死去年月日を記載）が過半を占めている（16例中9例）。

### 三、若干の考察

#### 1. 墓の構造

先に本『紀要』第9巻第1号(1981)で「今婦仁村字崎山の古墓」について報告した。崎山の池城墓の場合、墓室の奥に壇が設けられ、〈崎山大やくもい〉の御殿型石厨子が安置されている。崎山の百姓筋の二つの古い墓（ウフドゥールとイチャガヤー）にも同様の壇があり、御殿型の厨子が安置されている。今回の厨子銘記録に際して先ず留意したことは、池城墓様式の厨子壇の有無であった。前述の

如く、ソーライ門中のアジケー墓にはこのような壇は無い。今泊の二つの玉城門中の門中墓にも存在しないという。池城墓様式は村内で広く受容された訳ではないらしい。今泊・崎山の門中墓に共通している構造上の特性は、海岸近くの掘りぬきで、墓室内に遺骨を積み重ねる設備が施されていることである。

## 2. 厨子銘

アジケー墓に安置されている30基の厨子のなかで無銘のものは2基にすぎない。崎山のウフドゥールの場合は64基中38基、イチャガヤーの場合は27基中7基が無銘であった。また、(B)形式の記載例がアジケー墓で9例を数えたのに対し、崎山の場合、ウフドゥールに1例あっただけである。被葬者のおよそ半数が地方役人層であることは、アジケー墓・崎山の古墓に共通している。

## 3. アジケー墓の被葬者の系譜

ソーライ門中の系譜に関する資料には、新城源吉氏がまとめた「石灰親雲上屋ノ元祖ノ伝記」（以下「元祖ノ伝記」と略す）と「元祖の記謄写」（以下「元祖の記」と略す）がある。「元祖の記」は1950年5月に、「元祖ノ伝記」は1953年12月から1957年8月までの間に、書かれたものである。近代以降、門中関係者は自らの門中をソーライ門中と呼んでいるし、字内でもソーライ門中として知られているが、「元祖ノ伝記」では石灰門中と記されている。ソーライ門中の宗家が石灰親雲上屋であるところから、古くは石灰門中と称えられたようだ。厨子銘にも〈親泊村石灰〉と書かれた例（厨子No.13）がある。「元祖ノ伝記」には初代から七代までの直系の系譜が

記録されている。初代三良新城の出自は隣字の兼次の津波殿内（註・上殿内ともいう）という。

「元祖の記」は石灰親雲上屋に伝わる位牌銘の写しである。同家は1953年12月に隣家の火事で類焼し、位牌も失なわれた。現在の位牌は「元祖の記」によって新たに仕立てたものである。1960年頃、門中関係者の話し合いで位牌銘とアジケー墓の厨子銘を照合することになり、アジケー墓が開けられた。その時の厨子銘記録が紛失したため、今回改めて厨子銘を調べることになったのである。「元祖の記」と厨子銘を照合してみると、相互に補完するところがある（第5表を参照）。厨子銘には初代三良新城夫妻・二代・三代新城筑登之妻の名が見えない。「元祖の記」には二代新城夫妻の名・死去年月日・行年が不明とされているが、厨子No.27の銘に、〈二代新城筑登之妻なべ〉とあり、妻の死去年月日・行年はもとより、二代が筑登之位を与えられていたことが判明した。六代次良新城が再婚していた事実も厨子銘によって初めて明らかになった。四代新城筑親雲上の妻の行年・七代屋真新城の死去年については、「元祖の記」と厨子銘の間に齟齬が見られる。厨子No.9に記された屋ま新城の死去年と干支は一致しない。十二支の記録が正しければ、〈同治七年丙午〉は〈同治九年庚午〉の誤記ということになる。「元祖の記」で屋真新城が六代の子とされているのは、屋真新城が未婚者で数え25の年に死亡し、直系七代目として次良新城の弟の長男が養子に入ったからである。

厨子銘のなかに〈三良新城〉の名が見えないことを門中関係者は一様にいぶかっているが、三良新城の銘は無くても、二つの御殿型

石厨子のいずれかが系祖の厨子である蓋然性はのこされている。No.1の石厨子には〈新城にや・妻まつ〉と記されていて、「元祖の記」の三良新城の妻〈崎モイ神〉の名が〈まつ〉であったとすれば、この石厨子は三良新城夫妻の厨子でありうる。〈三良新城〉は〈にや〉位階を与えられていたと解すればよい。また、No.2の石厨子には、

大清乾隆二十一年乙子五月二十日 故大

掟

乾隆口捨口年癸巳正月廿六日 故大掟妻

と記されている。この年月日と「元祖の記」の初代三良新城夫妻の死去年月日と一致しな

い。仮りに、石厨子銘の年月日が洗骨年月日を意味するとすれば、この厨子も三良新城夫妻の厨子と推定することが可能である。この場合、三良新城は〈大掟〉を勤めたことになる。

今回墓をあけた目的が「元祖の記」と厨子銘の照合にあり、直系の被葬者の厨子をチェックしたのであるが、それも、有銘の厨子28基中、僅かに6基を確認したにすぎない。ソーライ門中を構成する家筋の姓は新城・仲本・小波津・仲尾次の4姓で、直系を初め分節リニジの多くが新城姓である。アジケー墓の厨子銘に見える直系以外の被葬者については、今後、分節リニジ宗家の位牌銘と照合することになっている。

第5表 厨子銘と「元祖の記」の照合

世代	(厨子No.)	厨子の銘	「元祖の記」
初代	(?)	?	一代元祖 三良新城 乾隆七年壬戌旧正月九日逝去 (1742) 寿六十四歳 妻 崎モイ神 乾隆二十六年壬午三月 日逝去 (1761) 寿八十歳
二代	(No.27)	二代 新城筑登之妻なべ 道光貳年十一月五日死去 (1822) 当歳九拾五	二代 新城 逝去年月日 行年 不明 妻(首里安田ノ娘ナリ、母方嘉手納ナリ) " " "
三代	(No.6)	新城筑登之 道光四年甲申十一月九日死去 (1824) 歳九十歳	三代 新城筑登之 道光四年甲申十一月九日逝去 (1824) 寿九十歳 妻(仲宗根門中ノ内湧川殿内ノ娘) 嘉慶十三年丁卯九月七日逝去 寿八十歳
四代	(No.20)	新城筑親雲上 道光十四年甲午八月廿六日洗骨 (1834) 同人妻 咸豊四年寅閏七月十一日去 行年九十四 同九年己未十月七日洗骨 (1859)	四代 新城筑登之親雲上 道光十年庚寅九月二十二日逝去 (1830) 寿七十四歳 妻(上間門中ノ内チマー上間屋ノ娘) 咸豊四年甲寅七月十一日逝去 (1854) 寿九十四歳
五代	(No.12)	新城筑登之 道光八年子十二月七日 (1875) 行寿四十七 光緒元年乙亥五月廿三日去 同五年卯十一月八日洗骨 (1879) 行寿八十八	五代 新城筑登之 道光八年戊子十二月七日逝去 (1828) 寿四十七歳 妻(フグナ門中ノ内東ノ筑親雲上屋ノ娘) 明治八年乙亥四月廿三日逝去 (1875) 寿八十八歳
六代	(No.13)	次良新城 同治七年戊辰三月廿一日去 (1868) 寿五十六 次良新城妻 同治貳年亥十月廿一日去 寿四十九 次良新城妻 咸豊四年□十一月葬之 (1854) 親泊村石灰	六代 次良新城 明治元年戊辰三月廿一日逝去 (1868) 寿五十六歳 妻(東リモウイ屋ノ娘) 同治二年癸亥十月廿一日逝去 (1863) 寿四十九歳
七代	(No.9)	次良新城男子 屋ま新城 (註:同治九年庚午か) 同治七年丙午二月廿八日去 行寿廿五	六代ノ子 屋真新城 明治二年己巳二月廿八日逝去 (1869) 寿二十五歳



ソーライ門中の方たちは、アジケー墓はソーライ門中の門中墓であって他の門中に利用させたことはない、また、ソーライ門中の系統には〈上間〉という屋号も姓も無い、という。厨子No.29に〈親泊村上間 みつ新城〉と記され、No.15とNo.26には〈上間〉家の女性の名が記されている。この3名がソーライ門中の血筋につながるとすれば、厨子No.29の〈みつ新城〉は母方で育てられた庶子、No.15の〈上間にや妻まつ〉の出自がソーライ門中、No.26の〈上間の娘〉は母の出自がソーライ門中、と推定されよう。

#### 4. 遺骨の処理

アジケー墓の厨子銘に、〈洗骨帛之〉という用語例が3例(Nos. 5・21・29)、〈洗骨吊之〉の用語例が4例(Nos. 3・4・20・24)ある。これらが異なる用語例なのか、それとも〈帛〉と〈吊〉のいずれかが正字であるのか、アジケー墓の資料だけでは判断しがたい。異なる用語例と見るならば、前者は洗骨の一般的な慣行の記述として理解できるが、〈洗骨して之を吊す〉となれば問題が大きくなる。明治の頃まで、国頭村や旧久志村には、洗骨した遺骨を特定の納骨墓のなかで梁に吊す習俗があり(伊波普猷の「南島古代の葬制」を参照)、今帰仁にも同様の習俗が分布していたことになるからである。

今泊では遺骨を積み重ねる墓室内の設備をクチャーといい、その設備に遺骨を移すことを〈クチャースーン〉(クチャーをする)と書いた。厨子No.5に、咸豊九(1859)年に門中として〈骨直〉をした、と記されている。骨直が〈クチャースーン〉の漢字表記であろう。一部の伝承者は、三十三年忌の済んだ先祖の遺骨を厨子甕から取り出してクチャーに

移し、その厨子甕を叩き割って捨てる習俗が今帰仁にもあったという。しかし、この習俗は本島南部の一部の地域に分布するものであり、今帰仁では例外的な措置して行なわれることがあったにすぎない。門中墓に二百年前からの厨子が安置されているだけでなく、近代以降も三十三年忌と関係なく厨子を家族墓に安置し続けるのが常態である。

戦前まで沖縄本島中南部では、洗骨といえはおおむね葬送の直前に行なわれた。新たに死者が出たときに、墓室内のシルヒラシに置かれた棺をかたづけ、遺骨を移し、その後に新たな死者の棺をシルヒラシに置いたのである。ところが、アジケー墓の厨子銘には、洗骨年月日と死去年月日の一致する例が見られない。葬式の日洗骨を行なった形跡がない。道光二十(1840)年八月三十日には、〈仲本にやの妹なべ〉(厨子No.24)と〈あはさ新城夫妻〉(No.5)の洗骨が同時に行なわれている。また、咸豊九(1859)年十月七日にも〈新城筑親雲上妻〉(No.20)と〈あはさ新城夫妻〉(No.22)の洗骨が行なわれている。特定の日をえらんだために、複数の遺体の洗骨が行なわれた訳である。洗骨月日は七夕を初め(厨子Nos 4・25)、すべて七月以降である。1534年来琉した陳侃の『使琉球録』には、

中元前後の日を以て、溪水もて其の屍を浴し、其の腐肉を去りて其の骸骨を収め、布帛を以て之を纏ひ……………

という『大明一統志』の記事がある。今泊の洗骨習俗には古俗に通ずるものがある。今なお葬送以外の理由で墓をあけるのは旧暦7月以後である。

第6表 死去から洗骨までの期間

厨子のNo.	被 葬 者 名	死去年・月・日	洗骨年・月・日	洗骨までの期間
No.26	□ら上間の娘	1835・11・26	子年(1840・1852・1864・1876のいずれかの子年)の8月	6年目以後
No.24	仲本にやの娘	1838・7・2	1840・8・30	3年目
No.4	まつ仲尾次	1850・11・30	1857・7・7	8年目
No.22	あはさ新城	1854・3・10	1859・9・7	6年目
	〃 妻	1845・5・6	1859・9・7	15年目
No.20	新城筑親雲上妻	1854・7・11	1859・10・7	6年目
No.16	カマタ新城	1863・9・27	1865・9・12	3年目
No.12	新城筑登之妻	1875・5・23	1879・11・8	5年目
No.17	ミツ新城	1876・11・6	1882・10・11	7年目
No.3	志慶真親雲上	1884・3・9	1886・11・16	3年目

第6表に示したように、死去から洗骨までの期間は、早くても3年後、最も期間が永い例で15年後である。奇数年目をえらぶ傾向はあったらしい。洗骨がすむと遺骨は、あるいは厨子に納められ、あるいはクチャーに安置されたのである。

### 5. 厨子内の合葬

夫婦の遺骨を合葬した厨子が多いのもアジケー墓の特色である。崎山の古墓の場合、父と息子・兄弟・夫婦と娘・母と妻・母と妻と娘、をそれぞれ同一厨子に納骨した例があった。アジケー墓の合葬厨子の場合、2基を除き、他はすべて夫婦だけを合葬している。厨子No.21の被葬者2人の続柄、No.29の被葬者3人のうち1人の続柄が不明である。夫婦を合葬した厨子11基(Nos. 1・2・5・7・10・12・13・20・22・25・29)のうち、8基は地方役人とその妻を合葬したものである(Nos. 5・13・29以外)地方役人を輩出したソーライ門中は、首里・那覇の士族階級の夫婦合葬の習俗をいち早く受容したと見られる。

### 6. 門中墓としてのアジケー墓

アジケー墓は隣接する兼次を超えて旧諸喜田の海岸にある。出自がソーライ門中の者で、旧諸喜田あるいは旧志慶真と特別な関わりをもつ地方役人によって特にこの地に造られたのであろうか。最も古い厨子銘は乾隆二十一年(1756)年であるから、仮にこの時期にアジケー墓が造られたとすれば、明治中期まで百数十年利用されたことになろう。

既に指摘したように、厨子銘には被葬者の出自が他の門中と断定できる例がない。厨子銘の村名も親泊村(近代に入ってから今帰仁村と合併して今泊村となる、後の字今泊)に限られている。「元祖の記」によれば、ソーライ門中初代の三良新城の妻は〈崎モイ神〉であった。同門中では、ムラの女性神役の一つ〈サチムイ神〉〈神事の先導をつとめる先守の役〉は同門中の女性が継承してきた、と伝えている。確かに、先々代・先代のサチムイ神はソーライ門中の女性であった。ソーライ門中はムラ内でもかなり自律性の強い門中であったと考えられる。厨子No.5の銘に〈咸豊九(1859)年未十月七日門中骨直之時……〉

とあるように、おそくとも19世紀半ばまでにはソーライ門中は成立していたのである。

今帰仁では、明治末の土地整理以降、家族墓が増え、従来の門中墓の利用度が減少してきた。門中の宗家でも新たに家族墓を造ることがあり、それ以後はやはり門中墓を用いなくなった。ソーライ門中の場合も同様で、アジケー墓の厨子銘の年代が明治19(1886)年で終わっているのもその故である。アジケー墓は門中の拝み墓になったのである。移骨あるいは厨子銘の確認のためにアジケー墓をあけたのは、過去60年の間に、昭和14(1939)年・昭和35(1960)年頃、それに今回の3度を数えるだけである。ソーライ門中では清明節の門中清明の際にアジケー墓に参拝する。なお、今泊では清明節には門中墓を初めとする門中ゆかりの墓を巡拝し、秋の兼次小学校運動会の頃にマチャーと称して家族墓に詣でる。

#### あとがき

先に今帰仁村崎山で門中墓を含む4基の古墓を調査し、今回今泊の代表的な門中墓〈アジケー墓〉の厨子銘を記録することによって、今帰仁の門中墓の構造・遺骨の処理にかかわる習俗について、些かの見通しをたてることができた。特にソーライ門中のアジケー墓の場合、単に有銘の厨子の数が多いだけでなく、銘の内容も豊かであった。

国頭村の二・三の村落に関するモノグラフは、門中の成立時期が明治末から大正にかけてであることを明らかにしている。国頭地方における門中成立の時期は確かに中頭・島尻地方にくらべて遅れたのであろう。池城墓のような士族階級の墓は別として、崎山・今泊の百姓系の古墓の厨子銘は雍正以後のもので

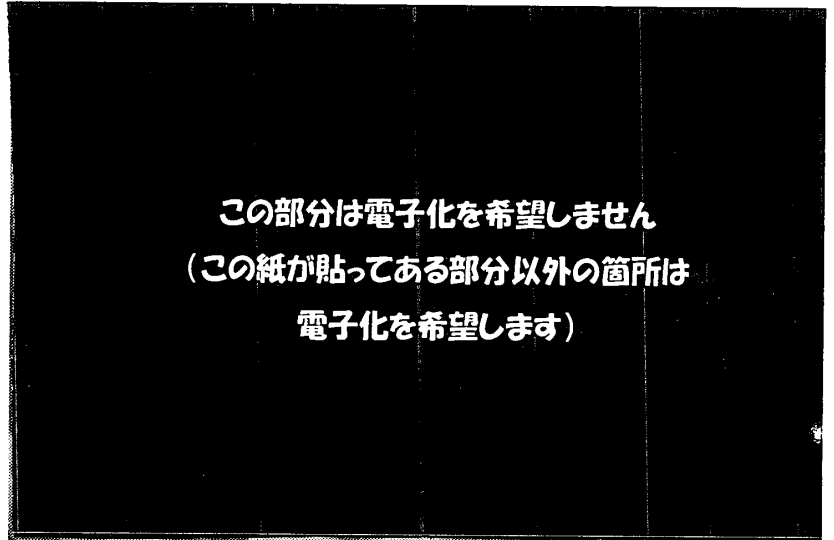
あり、中頭・島尻の地方役人層の厨子銘に見える康熙年間の銘を未だに確認しえない。しかし、アジケー墓の厨子銘はソーライ門中の成立が19世紀半ばまでさかのぼれることを示した。門中の成立時期については、同じ国頭地方でもかなり地域差があると推定される。墓室の構造に関する個別的な調査が進めば、遺骨の処理にかかわる習俗の地域差も漸次解明されよう。アジケー墓の厨子銘に見える〈洗骨帛之〉あるいは〈洗骨吊之〉の用語も、この課題を考える一つの手がかりである。

#### 参考文献

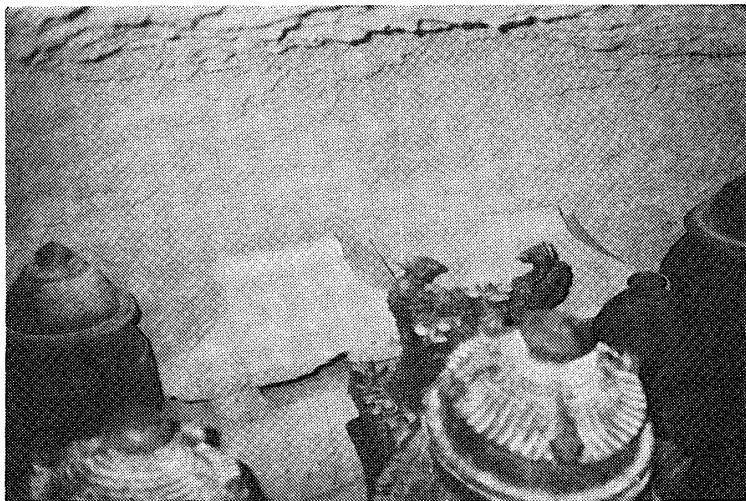
1. 伊波普猷、「南島古代の葬制」(1927)、【伊波普猷全集】第5巻、1974。
2. 【那覇市史 資料編 第1巻3】、1977。
3. 平敷令治、「今帰仁村字崎山の古墓」、【沖縄国際大学文学部紀要 社会学科篇】第9巻第1号、1981。



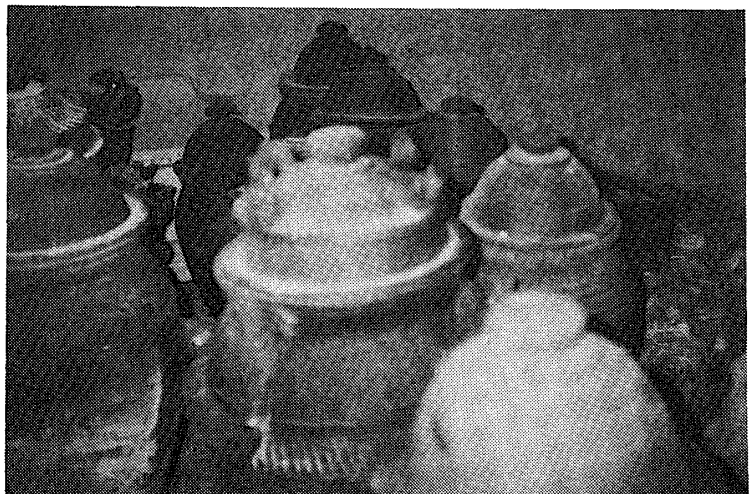
① 墓の前面（墓口手前にアジケーの香炉がある）



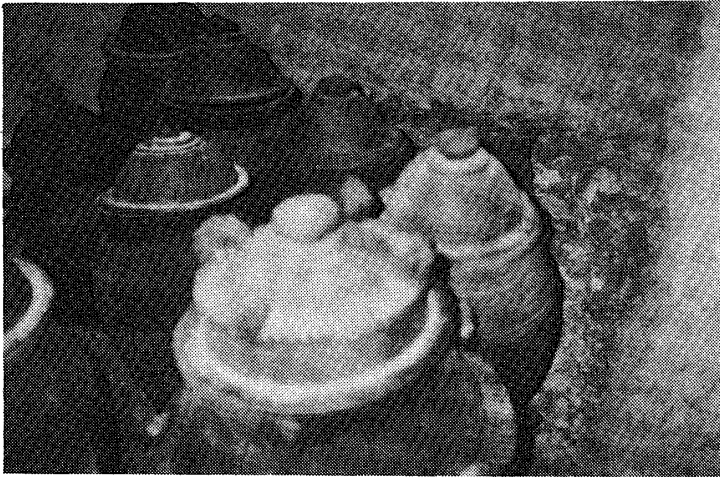
② 1982年8月25日（旧7月7日）午前11時墓をあける



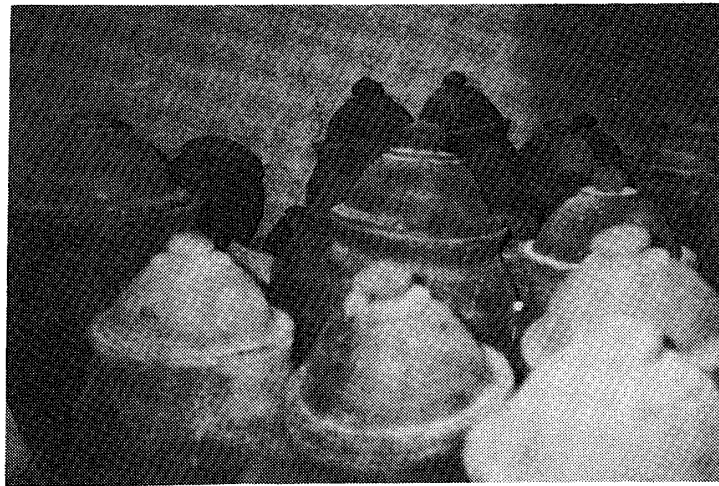
③ 墓室中央の石厨子（墓口よりやや右方）



④ 墓室右側の厨子



⑤ 墓室右側のクチャー



⑥ 墓室左側の厨子



⑦ 墓室左側のクチャー



⑧ 厨子No. 4 の蓋



⑨ 厨子No. 5の蓋



⑩ 厨子No. 6の蓋



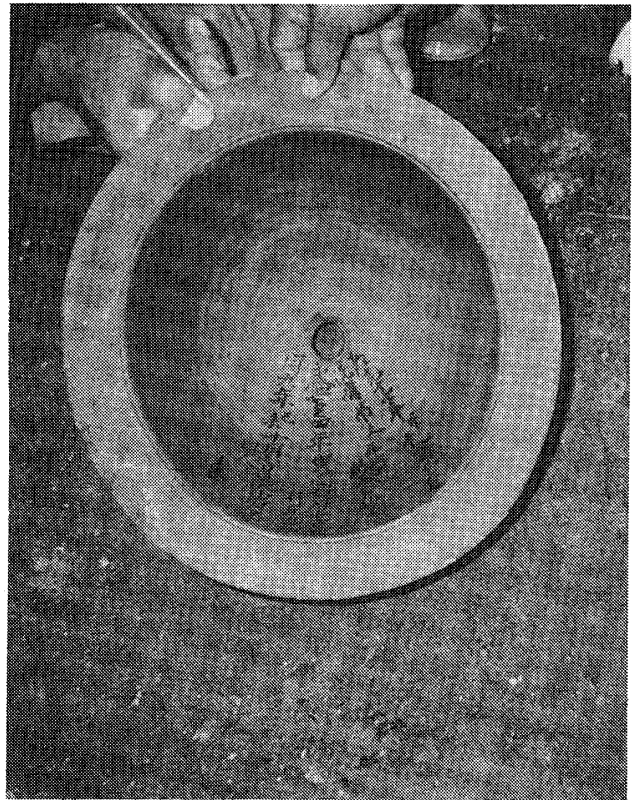
⑪ 厨子No. 9の蓋



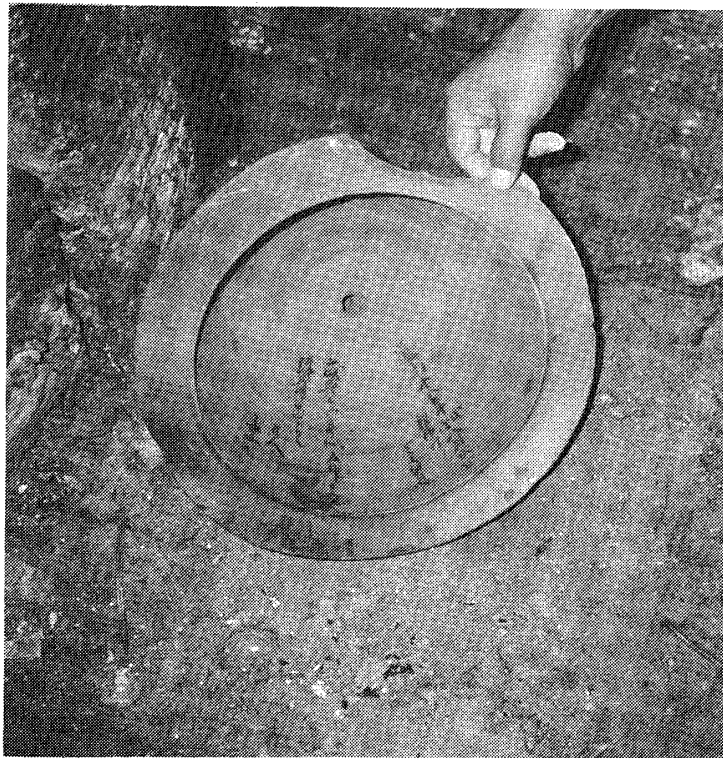
⑬ 厨子No.13の蓋



⑬ 厨子No.16の蓋



⑭ 厨子No.20の蓋



⑮ 厨子No.29の蓋

この部分は電子化を希望しません  
(この紙が貼ってある部分以外の箇所は  
電子化を希望します)